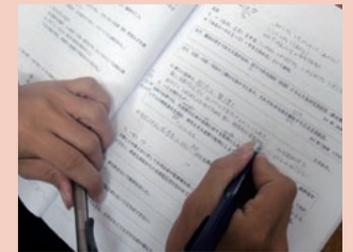




愛知県

面積約5,172km²。人口は全国第4位の約744万人で、県庁所在地の名古屋市の人口は約228万人(2014年10月1日現在)。県内の総生産は31兆8,815億円で、全国第3位。自動車に代表される輸送機械が有名で、愛知のものづくりを国内外にアピールし、世界的ブランドへと展開するための事業が推進されている。



手を育てる

法整備支援を学問的な課題として探求している名古屋大学。弁護士会や地元企業とも連携しながら、さまざまな法整備支援事業を展開するとともに、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成を目指している。

愛知県



カンボジアの日本法教育研究センターで行われている民法の授業の様子。使われているテキスト(右)も全て日本語だ

全国に先駆けて 新しい地平を切り開く

ベトナムでJICAによる初めての法整備支援プロジェクトが始まったのは、今から20年前の1996年。名古屋大学は、それ以前から日本とベトナムの法の研究を通じて国際交流を続けていた。

「まだ日本政府として支援の動きがなかった90年代の初め、民法が専門で現在は名古屋大学名誉教授の森島昭夫さんが、ベトナムへの法整備支援を検討していました。私はベトナム憲法史が専門なので、森島さんに協力する形で何度か一緒にベトナムを訪れました」と説明するのは、同じく名古屋大学の名誉教授である鮎京正訓さんだ。ドイモイ政策によって市場経済化が進んでいた当時のベトナム社会には、人々の経済活動に不可欠な民法が整備されていなかったため、森島さんが同国初となる民法典の起草に協力することになったのだ。程なくしてJICAの法整備支援プロジェクトが動き始め、2人はプロジェクトの立ち上げ段階から関わり、ハノイで行われた調印式にも出席した。

こうした経緯もあり、もともと法整備支援に取り組む下地が整っていた名古屋大学。2002年には、法学分野の国際協力を推進するセンターとして、「法政国際教育協力研究センター(CALE)」が設立された。主な取り組みの一つが、アジア7カ国の8つの

次世代の担



モンゴルで開かれた調停人養成研修の講師を務める田邊弁護士(中央)

大学に設置された「日本法教育研究センター」の運営だ。ここでは、現地の学生が日本語で日本法の教育を受けており、4年間の課程を終えた学生の中から、名古屋大学の修士課程への留学生が選抜される。CALEの小畑郁生センター長は、「特長は、現地大学で開かれている現地法の講義と並行して、日本法を教えている点です。学生には、現地法の課題にも気付いてもらいたいと考えています」と話す。

カンボジアの同センター第1期生のリム・リーホンさんは、現在は名古屋大学の博士課程で日本などの司法制度を研究している。リーホンさんは、「将来は母国カンボジアの大学で法学の先生になり、法曹界の人材育成に貢献したいと思います」と目標を語る。

オール愛知で 支援や教育の現場を支える

海外に進出する日本企業にとって、経済活動の根幹となる相手国の法制度。名古屋大学は、愛知県などの企業で構成される中部経済連合会と定期的に意見交換や情報共有の場を設けるなど、産学連携の取り組みを推進している。また、愛知県弁護士会とも連携を図り、留学生向けの授業や特別セミナーを現役の弁護士が受け持っている。

愛知県弁護士会は、これまでJICAの研修コースに協力するなど、法整備支援にも積極的に関わっており、モ

ンゴル弁護士会とは友好協定を結んでいる。そのきっかけを作ったのが、2004年から2年間、モンゴルで法整備支援プロジェクトの専門家を務めた田邊正紀弁護士だ。

取り組みの一つが、調停制度の導入だ。「心掛けていたのは、日本のやり方を押し付けないことです。日本では、当事者が別々に調停委員と面接する別席調停が基本ですが、モンゴルでは司法に対する信頼が低く、自分がいない場所で不正が行われているのではという疑念を抱かれる懸念がありました。そのため、両方の当事者が同席の上で話し合う方式としました」と田邊弁護士。もともとモンゴルには調停という言葉すら無かったが、今では全国の裁判所に調停制度が導入されている。

また、判例の公開にも取り組み、当初は年間10件ほどしか公開されていなかった判例が、今では全件インターネット上に公開されている。「現地の裁判を傍聴したり、法律事務所を回ったりして、自分の目で見て問題点を考えました。若い世代の弁護士たちにも、もっと海外を経験して視野を広げてもらいたいと思っています」と田邊弁護士は語る。

名古屋大学の鮎京さんは、法整備支援はその国の発展に貢献すると同時に、日本にも良い影響をもたらすと話す。「明治以降の日本の法学が対象としてこなかったアジア地域の法の歴史や現状を明らかにしてきたことは、



ベトナムのJICAプロジェクトオフィスで実際の業務を体験した坂本さん(中央)

大きな意味があります。また、日本の学生には、法学分野でも国際貢献ができる道がある」という新しい認識を与えています

法整備支援を学ぶために名古屋大学に入学したという法科大学院1年の坂本あずささんは、学部時代、大学の留学制度を利用してベトナム・ホーチミン市法科大学に半年間留学した。「留学中、現地のJICAプロジェクトオフィスでインターンシップに参加させてもらいました。日本の法律家の方々が綿密な議論を行っている様子を目にして、まずは日本法を習得しなければ、他国の法整備支援の役に立てることは何もないと感じました。そう話す坂本さんは、弁護士を目指して学業に励んでいる。

アジアの法に寄り添い続けてきた経験を、次の世代へ。そんな未来を見据えた循環が、ここ愛知県から生まれている。